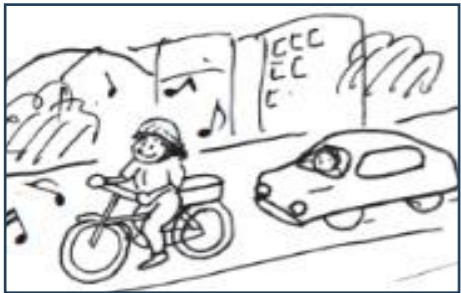


自転車の主な違反の一例

自転車の交通ルールとマナーを守って



イヤホン等の使用運転
反則金：5,000円



指定場所一時不停止等
反則金：5,000円



遮断踏切立入り
反則金：7,000円



並進禁止違反
反則金：3,000円



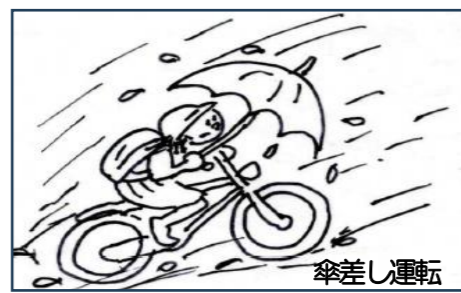
軽車両乗車積載制限違反
(二人乗り等)
反則金：3,000円



安全運転義務違反
反則金：6,000円



携帯電話使用等(保持)
反則金：12,000円



公安委員会遵守事項違反
反則金：5,000円

昨年の11月1日から自転車の罰則が強化されたのに続き、今年の4月1日から交通反則通告制度が自転車の運転者(16歳以上)に適用されます。ルールを再確認し、マナーを守って安全に運転しましょう。

交通反則通告制度(いわゆる青切符)とは
運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けなくて事件が終結されるという仕組みです。いわゆる青切符制度ともいわれるものになります。

Q&A 交通反則通告制度って?

4月1日から何が変わるの?
A: 自転車運転者が、交通違反した後の手続きが交通反則通告制度になります。自転車に関する交通ルールは以前と変わりません。

青切符って?
A: 反則行為の要旨等が書かれた違反者に交付される青色の用紙です。正式名所は「交通反則告知書」といいます。

なんで交通反則通告制度が導入されるの?
A: 自転車に関与する事件が後を絶たず、ルール・マナー違反も大きな社会問題となっています。安全な利用を促し、事故を減少させるため、迅速に処理することにより、実効性のある責任追及を可能とし、事故の抑止を図るため導入されます。

取締を受けた後は何をやるの?
A: 警察官から青切符と納付書が交付されます。銀行や郵便局の窓口で納付書を持参して、反則金を納付すると手続終了となります。



通行区分違反(右側通行等)
反則金：6,000円



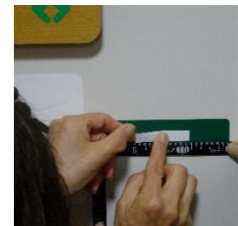
ブレーキなし
反則金：5,000円

納付しないとどうなるの?
A: 反則金の納付は任意ですが、納付しない場合、刑事裁判などの刑事手続きに移行することになります。

交通違反を繰り返したら?
A: 3年以内に法律で決められた違反を2回以上繰り返すと、自転車運転手講習の受講が必要となります。(対象：14歳以上)

西交流センターからのお知らせ

～点字案内板を設置しました～
視覚障がい者の方にとって欠かせない情報提供手段の1つである点字案内表示。鶴瀬西交流センターでは館内の各部屋の前に点字案内板を、点訳グループ富士見市きつつきの会員の皆さんにご協力をいただき設置しました。



点字案内板を設置

～使用料が改定されます～
令和8年4月利用分から、使用料が改定されます。使用料は下記のとおりとなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

施設名	改定後の使用料 令和8年4月1日 利用分からの使用料			令和8年3月31日 利用分までの使用料		
	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00
多目的ホール	1,700円	2,200円	2,200円	1,000円	1,300円	1,700円
和室	300円	500円	500円	200円	300円	400円
講座室	900円	1,000円	1,000円	500円	600円	800円
美術工芸室	700円	1,000円	1,000円	400円	500円	700円
調理室	600円	800円	800円	400円	500円	600円
会議室	600円	800円	800円	300円	400円	500円
陶芸室	200円	300円	300円	100円	200円	300円
集会室	600円	800円	800円	300円	400円	500円

※市外・個人及び目的外利用は、上記料金の4倍になります。

※イラスト/萩原編集委員

出典：埼玉県警察ホームページ「自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入(令和8年4月1日施行)」、警視庁ホームページ「自転車の交通反則通告制度(青切符)の導入」より